

このような子どもの姿(サイン)、見たことありませんか?

トイレ、風呂場、寝床にもスマートフォンを持っていく。

スマートフォンの着信を、いつも気にしている。

スマートフォンを見て、急に泣き込む。

外出や食事中も、スマートフォンを手離さない。



もしかしたら、子どもが、ネットトラブルに遭っているかもしれません。

SNSがきっかけで次のようなトラブルに巻き込まれるケースがあります。

無料通話アプリなどの悪口や仲間外し



【例】
仲良し数人でのグループトーク。Aさんは、Bさんのある書き込みに対して「そうかなあ」と書き込みをして、布団に入った。翌朝、仲良しだった友人たちから「Aさんは、ひどい！」の書き込みが。

→Aさん以外の友人たちが、Aさんをグループから外した。

文字だけの会話は、誤解を生みやすくなります。誤解から、「いじめ」に発展することがあります。

裸の画像を送信させられ、その画像が拡散された。



【例】
Bさんは、交際していた男性から、「裸の写真を送って！」と言われ、軽い気持ちで送ってしまった。

→男性との交際を断ったところ、裸の画像が拡散されていた。

絶対に裸の画像を送信してはいけません。送信された画像は、消去できないことがあります。

すぐに、家族や信頼できる関係機関などに相談しましょう。

もし、ネットトラブルに遭ったら、一人で抱え込まずに家族や学校、警察などに相談しましょう。



学校以外の相談窓口

不登校、子育てなどの教育に関する相談窓口

市教育相談室



児童生徒、保護者、市民の方々を対象に、いじめ、不登校、進路、子育てなどの教育に関する相談に応じます。

月曜日～金曜日 面接相談 9:30～17:00

電話相談 9:30～20:00

土曜日 面接・電話相談とも 9:00～12:00

※面接相談は、事前に申し込んでください。

☆電話番号

226-1345 (教育全般)

☆電話番号

224-1179 (いじめ相談)

24時間対応の相談窓口

かごしま教育ホットライン24

0120-783-574 (フリーダイヤル)

099-294-2200 (携帯電話接続可)

自分の気持ちを分かってくれる大人はいない？

悩みのある子どもは、「相談しても何も変わらない。」「自分の気持ちを分かってくれる人はいない。」と思っているかもしれません。

でも、親しい友人にはそのことを伝えていることもあります。

子どもに伝えたいことは、…

世の中には、きっとあなたの気持ちを真剣に受け止めてくれる信頼できる大人がいます。だから、

一人で悩まないで、自分を大切にして欲しい…

どうしても苦しくて不安になった時、信頼できる大人に助けを求めてください。



リサイクル適正の表示：紙へリサイクル可

いじめ問題・不登校対応等リーフレット

子どもの心のサインに気付いていますか？

子どもたちのいじめ問題や不登校、インターネットによるトラブル等に、学校や家庭が気付かないまま、事態が深刻化することは避けなければなりません。そのためには、学校と家庭が連携して、子どもたちの心のサインに気付き、対応することが求められています。



表紙絵：平成30年度鹿児島市ニコニコ月間作品コンクール ポスターの部 優秀作品 鹿児島女子高等学校 1年 堀内 優衣

鹿児島市教育委員会

まだ気付いていない「いじめ」はありませんか？

好意から行ったことでも、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまう場合は「いじめ」にあたります。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

【平成30年3月 市いじめ防止基本方針】



「仲直りさせたから大丈夫!」と思いませんか？

「いじめ」が解消したと思っても、実はまだ続いているかもしれません。しばらくは見守り、家での様子や学校の様子について話し合いましょう。

「いじめが解消している」状態

① いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

【平成30年3月 市いじめ防止基本方針】

学校と家庭の積極的な情報交換を！



「学校いじめ防止基本方針」を知っていますか？

児童生徒が通う全ての学校には、学校が定めた「学校いじめ防止基本方針」が作成してあります。ホームページ等でご確認の上、学校と共に「いじめの未然防止、早期解消」に努めていきましょう。

【学校いじめ防止基本方針の策定】

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参考し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

【いじめ防止対策推進法第13条】

【学校いじめ防止基本方針の公開】

策定した学校いじめ防止基本方針については、その内容を、必ず入学時、各年度の開始時に児童生徒やその保護者に示すとともに、学校のホームページで公開するなどの工夫を行う。

【平成30年3月 市いじめ防止基本方針】

不登校のサインに気付いていますか？

「不登校」は「学校に行っていない状態」を表わす言葉で、病気を意味するような言葉ではありません。しかし、次のような体や心の症状を訴えることがあります。

《体の症状》

発熱、頭痛、腹痛、吐き気、食欲不振、体のだるさ、めまい…

【ひきこもりや不登校】というサイン（厚生労働省）(https://www.mhlw.go.jp/kokoro/parent/mental/sos/sos_02.html)を参考にして作成】

《心の症状》

不眠、無気力、イライラ、集中力の低下、気分の落ち込み…

今、子どもの状態をどのように受けとめていますか？

大切なことは、慌てず、ゆっくりと子どもの気持ちを聴き、子どもの不安な気持ちを受け止めることです。次のような対応をしてみてはどうでしょうか？

○まずは、子どもに寄り添い、子どもの訴えをしっかり聴いてみる。

【例1】

「そうか、『今日は学校に行きたくない。』という気持ちが強いんだね。」「何かちょっと気になることがあるのかな？」
「もう少し、教えてくれない。」と言ってみる。



【例2】

「頭が痛い」といった身体症状を訴えたら、「どのあたりが痛いの？」
「どんな痛さ？」「締め付けられるような痛みかな？それとも、何かに叩かれるような痛さかな？」実際に頭に手を当てるなど、丁寧に尋ねてみる。

※ 子どもの不安な気持ち、苦しい気持ちを保護者が分かってくれるだけで、次のエネルギーが湧いてくることがあります。

もしかしたら…

にこにこ、明るい。



→もしかしたら…

「周りから認められたい」「明るく振る舞わなければならない」という思いから、無理して明るく振る舞っているのかもしれません。

言うことをよく聞く。



→もしかしたら…

「保護者や教師の期待にこたえなくてはならない」「失敗してはいけない」など、自分の思いや願いが強すぎるのかもしれません。

※ 学校での様子、家庭での様子、地域での様子などを互いに共有し、子どもの悩みを早期に把握しましょう。

子どもが登校できない理由を考えていますか？

なぜ、子どもが登校できないのか、子どもの心に寄り添いながら、さまざまな視点からその理由を考えることが大切です。

不登校の要因の主な理由

〔学校〕	〔家庭〕
・友人関係 ・学業の不振 ・進路の不安 ・親子関係	・家庭の生活環境の急激な変化 ・親子関係

〔平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果〕
(鹿児島市立小・中・高等学校)

【無気力の傾向が要因】

【例】
主に無気力により、登校しない。強く登校を促すと登校するが、長続きしない。



〔学校の人間関係が要因〕

【例】
いじめを除く人間関係で、仲違い等により、登校しない（できない）。

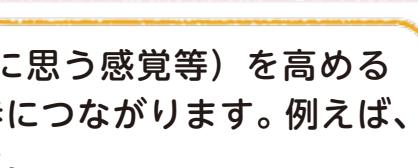


約2%

約20%

約33%

【不安の傾向が要因】
【例】
登校の意志はあるが、漠然とした不安を覚え登校しない（できない）。



子どもの言動を受け止め、自己肯定感を高めていますか？

自己肯定感（今の自分を認め、受け入れ、自分を大切に思う感覚等）を高めることは、子どもの内面的なエネルギーを高め、自立への一歩につながります。例えば、次のような対応が自己肯定感を高めるきっかけになります。

子どもができそうな役割等を与え、「○○ができた！！」という感覚をもたせる。

【例】
「料理の手伝いができた。」「任された場所の掃除ができた。」



子どもが「今できていること」「やろう」としていることなどを見つけて、素直な気持ちで伝える。

【例】
「○○はいいね。」「○○してくれて、うれしいよ。ありがとう。」



自分を否定する気持ちが強い場合は、子どもの言動を受け止め、肯定的な態度や言葉で伝える。

【例】
・子ども「また失敗した…。自分でダメだな。」
・大人「今、そのような気持ちなんだね。」「でも、何度も挑戦することには、すごいことだよ。」

